

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇規則 市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規則

市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。）の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に必要事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合には、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数を千円として計算する。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る基準税額は、知事が次の算式によつて市町村ごとに算定して当該市町村民長に通知した額とする。

算式

$$\left[\left\{ (14,984円 \times \alpha) \times A \right\} \times 0.997597 - B + C + D \right] \times 0.781$$

算式の符号

A 昭和47年度市町村税課税状況等の調（昭和47年7月4日付受地第366号各市町村長あて総務部長通知に基づき調査をいう。以下同じ。）

第12表(8)の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第二のAに定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 昭和47年度市町村税課税状況等の調第12表(8)の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(b)欄に係る額に1.110を乗じて得た額（500円未満

の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1000円とする。))

C 昭和47年度市町村税課税状況等の調第16表側「昭和46年度」のうち「計」欄に係る額に1.179を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和47年度市町村税課税状況等の調第12表(8)の表側「計」及び表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額の合算額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBに定める単位額補正率

(市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法)

第四条 市町村民税の法人税割に係る基準税額は、知事が市町村ごとに第一号、第二号及び第三号に定めるところによつて算定した合算額から第四号に定めるところによつて算定した額を控除して、当該市町村長に通知した額とする。

一 昭和四十八年度に係る額

次の(1)及び(2)に定めるところによつて算定した額の合算額

(1) 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.07985 \times 1.000022 + B \times 0.07985 \times 1.000021 + C \times 0.06825 \times 1.000186$$

算式の符号

A 昭和47年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和48年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

B 昭和47年10月1日から昭和48年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和47年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

(2) (1)の法人以外の法人(以下本条において「その他の法人」という。)に係る分

算式

$$D \times 0.07985 \times 0.996613 + E \times 0.06825 \times 0.0997692$$

算式の符号

D 昭和47年2月1日から昭和48年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

E 昭和29年4月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和47年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 昭和四十七年度分に係る精算額

昭和四十七年度における市町村に対して交付すべき昭和四十七年度の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十二号。以下「昭和四十七年度規則」という。）第三条第一号に定めるところによつて算定した額の過大算定額又は過少算定額のうち次の(1)及び(2)に定めるところによつて算定した額の合算額

(1) 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$(F \times 0.06825 \times 1.00022 + G \times 0.06825 \times 1.000101 + H \times 0.06825 \times 1.008839) - I$$

算式の符号

F 昭和47年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和48年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

G 昭和47年10月1日から昭和48年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

H 昭和29年4月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和47年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

I 昭和47年度規則第3条第一号イの額

(2) その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$(J \times 0.06825 \times 0.99288 + K \times 0.06825 \times 0.997800) - L$$

算式の符号

J 昭和47年2月1日から昭和48年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

Ⅹ 昭和29年4月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和47年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

Ⅰ 昭和47年度規則第3条第1号ロの額
Ⅱ 昭和四十六年度分に係る精算額

昭和四十六年度における市町村に交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十六年十月鳥取県規則第八十一号。以下「昭和四十六年度規則」という。）第三条第一号に定めるところによつて算定した額の過大算定額又は過少算定額のうち次の(Ⅰ)及び(Ⅱ)に定めるところによつて算定した額の合算額

(Ⅰ) 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$(M \times 0.06825 \times I.000266 + N \times 0.06825 \times I.000101 + O \times 0.06675 \times I.008839) - P + Q - R + S$$

算式の符号

M 昭和46年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和47年3月31日までの間に修正申告、更正又は決

定があつた場合には、その最終の課税標準額とする。）

N 昭和46年10月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。）

O 昭和29年4月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和46年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

P 昭和46年度規則第3条第1号イの額

Q 地方団体に對して交付すべき昭和46年度分の特別交付税の額の算定に関する省令（昭和47年自治省令第1号）第3条第1項第2号(3)の額

R 昭和47年度規則第3条第2号イの額

S 地方団体に對して交付すべき昭和47年度分の特別交付税の額の算定に関する省令（昭和48年自治省令第4号）第3条第1項第2号(3)のイの額

(3)のロの額

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$(T \times 0.06825 \times O.999288 + U \times 0.06675 \times O.997800) - V - W + X$$

算式の符号

T 昭和46年2月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額 (当該事業年度に係る法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

U 昭和29年4月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和46年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

V 昭和46年度規則第3条第1号ロの額

W 昭和47年度規則第3条第2号ロの額

X 地方団体に対して交付すべき昭和47年度分の特別交付税の額の算定に関する省令第3条第1項第2号(3)の口の額

四 外国税額の控除額

昭和四十七年度中に地方税法第三百二十一条の八第八項の規定により、法人税割額から控除された外国税額の百分の七十五の額

(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第五条 市町村たばこ消費税の基準税額は、知事が市町村ごと、次の算式によつて算定して市町村長に通知した額とする。

算式

$$4.206円 \times (A \times B) \times 0.13575 \times 0.999869$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和47年3月1日から昭和48年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数 (以下本数において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率 (小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b} + \sqrt{\frac{c}{d}}} + \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.057$$

a 前記Aに同じ

b 当該市町村の区域内における昭和45年3月1日から昭和46年2月28日までの間の売り渡し本数

c aの本県総数

d bの本県総数

(電気ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 電気ガス税の基準税額は、知事が市町村ごと、第一号及び第二号に定めることによつて算定した額を合算して、当該市町村長に通知した額とする。

一 電気料金に係る額

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 0.9970512$$

算式の符号

A 昭和47年3月1日から昭和48年2月28日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、若しくは納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の伸び率 (小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + \sqrt{\frac{c}{d}}\right) \times 0.8854$$

a 昭和46年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和44年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

c aの本県総額

d bの本県総額

二 ガス料金に係る額

算式

$$(C \times D) \times 0.75 \times 1.0004642$$

算式の符号

C 昭和47年3月1日から昭和48年2月28日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、若しくは納入すべきであった額の合算額

D 次の算式によつて算定したガス料金に係る電気ガス税の伸び率（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。）

$$\left(\sqrt{\frac{e}{f}} + \sqrt{\frac{g}{h}}\right) \times 0.8854$$

e 昭和46年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

f 昭和44年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

g eの本県総額
h fの本県総額

（木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法）

第七條 木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十四年、昭和四十五年及び昭和四十六年における用途別の素材生産推定量を三で除して得た数に別表第三に定める用途ごとの率を乗じて得た数（一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。計算過程において同様とする。）を用途別の素材生産推定量として当該市町村長に通知した数量とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

別表第一

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課税標準額の段階	乗率
五万円以下	五・七八八
十万円以下	一・九二八
十五万円以下	一・四六〇
四十万円以下	一・〇七五
七十万円以下	一・〇一三
百万円以下	一・〇〇五
百五十万円以下	一・〇〇四
二百五十万円以下	一・〇〇四
二百五十万円超	一・〇〇〇

別表第二

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇〇九	一・二〇九	東郷町	一・〇二四	〇・七五八
米子市	一・〇二〇	一・〇九四	三朝町	一・〇五九	〇・八二七
倉吉市	〇・九九八	〇・九七六	関金町	一・〇四〇	〇・六九五
境港市	一・〇五一	一・〇三一	北条町	〇・八八七	〇・六七五
国府町	〇・九六三	〇・七五七	大栄町	〇・九六二	〇・七八七
岩美町	一・〇三九	一・三一九	東伯町	〇・九九四	〇・七二〇
福部村	一・〇五四	〇・五八二	赤碕町	一・〇一三	〇・九六四
郡家町	〇・九五四	〇・七二三	西伯町	〇・九八七	〇・六八四
船岡町	一・一〇六	〇・七七四	会見町	〇・八八三	〇・八二三
河原町	一・〇一六	〇・八二四	岸本町	〇・九六六	〇・六二三
八東町	一・〇三七	〇・六七〇	日吉津村	〇・九五六	〇・七六二
若桜町	一・〇四九	〇・六四七	淀江町	一・〇〇三	〇・七一八
用瀬町	一・〇三二	〇・七七八	大山町	〇・九七六	〇・四九二
佐治村	〇・九九七	〇・五八九	名和町	〇・九六六	〇・七〇三
智頭町	一・〇六八	一・一一七	中山町	〇・九六八	〇・七五〇
気高町	一・〇一五	〇・七四九	日南町	〇・九二一	〇・八八七
鹿野町	〇・九八六	〇・七四四	日野町	〇・九四三	〇・九八五
青谷町	一・〇六一	〇・七四〇	江府町	〇・九八八	〇・七四六
羽合町	一・〇四五	〇・六四六	溝口町	一・〇二三	〇・八一二
泊村	一・〇四三	〇・七〇一			

別表第三

木材引取税に係る素材生産量補正率

区	分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用するもの		〇・五九一五四〇
その他のもの		〇・六〇〇八一六